那覇市公報

第１７０９号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）・・・

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）・・・

◇監査委員公表◇

○平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）・・・・・・・・・・・・・・ 1336

条　　例

那覇市条例第１号
平成30年１月19日
公　　布　　済

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（母子支援員の資格） 第28条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)　［略］ (2)　保育士等（保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者 (3)～(5)　［略］ 付　則 7　前2項の規定を適用する場合においては、保育士等（法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、付則第2項又は前2項の規定により保育士等とみなされる者を除く。）を、保育士等の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。	（母子支援員の資格） 第28条　［略］ (1)　［略］ (2)　保育士等（保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者 (3)～(5)　［略］ 付　則 7　前2項の規定を適用する場合においては、保育士等（法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、付則第2項又は前2項の規定により保育士等とみなされる者を除く。）を、保育士等の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条　那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員） 第25条　［略］ 2　家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の	（職員） 第25条　［略］ 2　家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の

機関が行う研修を含む。)を修了した、保育士等(保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(2)　［略］ 3　［略］ 付　則 第9条　前2条の規定を適用する場合においては、保育士等(法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士等とみなされる者を除く。)を、保育士等の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。	機関が行う研修を含む。)を修了した、保育士等(保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(2)　［略］ 3　［略］ 付　則 第9条　前2条の規定を適用する場合においては、保育士等(法第18条の18第1項(国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士等とみなされる者を除く。)を、保育士等の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。
備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条　那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第11条　［略］ 2　［略］ 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)　保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者 (2)～(9)　［略］	(職員) 第11条　［略］ 2　［略］ 3　［略］ (1)　保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者 (2)～(9)　［略］

4～5　［略］	4～5　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条　那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の数等） 第5条　［略］ 2　［略］ 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の中欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人以上としなければならない。	（職員の数等） 第5条　［略］ 2　［略］ 3　［略］
［略］ 備考 1　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。以下この項及び付則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4　［略］	［略］ 備考 1　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。以下この項及び付則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4　［略］
4～5　［略］	4～5　［略］

備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

那覇市規則第32号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市民会館保存可能性等検討委員会規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市民会館保存可能性等検討委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市民会館保存可能性等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任事務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、那覇市民会館の保存可能性等に関する必要な事項について調査審議する。

（組織）

第3条　委員会は、委員8人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　建築又は経済に関し専門的な知識を有する者

(2)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了し、答申するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第7条　委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、市民文化部文化振興課において処理する。

（補則）

第9条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第33号

平成29年12月28日

公　　布　　済

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)
第1条　この規則は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。
(軽自動車税等に係る証紙等)
第2条　次の表左欄に掲げる事項に関する証紙及びこれに押印する検印等は、それぞれ同表右欄に掲げるところによる。
<table><tr><td>条例第4条第1項の規定による証紙</td><td>軽自動車税証紙原符</td></tr><tr><td>条例第4条第2項の規定による検印</td><td>[略]</td></tr><tr><td>条例第5条第1項の規定による納税証明書</td><td>軽自動車税納税証明書</td></tr></table></td><td>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則

(趣旨)
第1条　この規則は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。
(種別割に係る証紙等)
第2条　次の表の左欄に掲げる事項に関する証紙及びこれに押印する検印は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。
<table><tr><td>条例第4条第1項の証紙</td><td>種別割証紙原符</td></tr><tr><td>条例第4条第2項の検印</td><td>[略]</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
4　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</td></tr>
</table>

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（見出しに係る部分及び同条の表右欄中「軽自動車税証紙原符」を「種別割証紙原符」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

那覇市規則第34号

平成29年12月28日

公　　布　　済

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の減免)	(市民税の減免)
第10条　[略]	第10条　[略]
2　条例第51条第1項第5号に規定する市民税の減免のうち個人に係るものは、次に定めるところにより必要と認める者に対して、当該年度分の税額のうち、当該事由が生じた後に納期の到来するものについて軽減し、又は免除するものとする。	2　[略]
(1)～(2)　[略]	(1)～(2)　[略]
(3)　災害により被害を受けた納税義務者	(3)　[略]
ア～ウ　[略]	ア～ウ　[略]
エ　風水害、干害等による農作物の災害のため、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)　農業所得に係る所得割額(所得割額を前年中の所得に占める農業所得の割合により案分した額とする。)について、次の割合により計算した額	エ　風水害、干害等による農作物の災害のため、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)　農業所得に係る所得割額(所得割額を前年中の所得に占める農業所得の割合により按分した額とする。)について、次の割合により計算した額
[表　略]	[表　略]
3～4　[略]	3～4　[略]
(商品であり使用しない軽自動車等)	(商品であり使用しない軽自動車等)
第12条　条例第81条に規定する軽自動車等は、商品であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をいう。	第12条　条例第81条の9に規定する軽自動車等は、商品であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をい

(1)～(2)　［略］ (軽自動車税の減免) 第13条　［略］ 2　条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4)　［略］ 3　条例第90条第1項に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた内容に変更がないと市長が認める間は、同条第2項の申請をした年度の翌年度以降においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、軽自動車税を減免する。 ［別表第3　別記］	う。 (1)～(2)　［略］ (種別割の減免) 第13条　［略］ 2　条例第90条第1項第1号に規定する身体障がい者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4)　［略］ 3　条例第90条第1項に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた内容に変更がないと市長が認める間は、同条第2項の規定による申請をした年度の翌年度以降においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。 ［別表第3　別記］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1)　第13条の改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)　公布の日
(2)　第10条及び別表第3の改正規定　平成30年4月1日
(3)　第12条及び第13条の改正規定(同条第2項に係る部分を除く。)並びに次項及び付則第3項の規定　平成31年10月1日

(経過措置)

2　改正後の第13条第3項の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
3　改正後の第13条第3項の規定は、平成31年度において、那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第24号)第1条の規定による改正前の那覇市税条例第90条第1項の規定の適用を受けた者についても適用する。

［改正前　別記］
別表第3(第16条関係)

名称	様式	根拠条文
［略］		
市税犯則事件調査吏員証	［略］	法第336条、第437条、第485条の6、第546条、第616条及び第701条の68の規定において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67号)第4条
［略］		

［改正後　別記］
別表第3(第16条関係)

名称	様式	根拠条文
［略］		
市税犯則事件調査吏員証	［略］	法第22条の12
［略］		

那覇市規則第35号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保健センター条例施行規則(平成4年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用許可申請の受付) 第6条　使用許可の申請は、使用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、休館日の翌日とする。)から受け付けるものとする。	(使用許可申請の受付) 第6条　使用許可の申請は、使用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日)から、当該使用しようとする日から起算して3日前(休館日を除く。)までの間に受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
(使用の取りやめ) 第7条　保健センターの使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が使用を取りやめるときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。	(使用の取りやめ) 第7条　保健センターの使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が使用を取りやめるときは、当該使用しようとする日の前日(休館日を除く。)までにその旨を届け出なければならない。
(使用者の義務) 第8条　使用者は、保健センターの使用に当たっては、条例及びこの規則の規定を守るほか、保健センターの職員の指示に従わなければならない。	(使用者の義務) 第8条　使用者は、保健センターの使用に当たっては、条例及びこの規則の規定を守るほか、職員又は市長が指定する者の指示に従わなければならない。
(その他) 第9条　［略］ ［第1号様式　別記］ ［第2号様式　別記］	(補則) 第9条　［略］ ［第1号様式　別記］ ［第2号様式　別記］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の様式による申請及び許可とみなす。

［改正前　別記］

第1号様式(第5条関係)

［略］ 保健センター(那覇市保健センター・那覇市北保健センター)を使用したいので、次のとおり申請します。	
［略］	
使用する部屋等	1.多目的ホール　2.学習室　3.調理室　4.プレイルーム　5.会議室 6.リハビリ室　7.相談室　8.ふれあいサロン　9.駐車場(　　台)
［略］	

［改正後　別記］

第1号様式(第5条関係)

［略］ 保健センターを使用したいので、次のとおり申請します。	
［略］	
使用する部屋	
［略］	

［改正前　別記］

第2号様式(第5条関係)

［略］ 保健センター(那覇市保健センター・那覇市北保健センター)の使用について、次のとおり許可します。	
［略］	
使用する部屋等	1.多目的ホール　2.学習室　3.調理室　4.プレイルーム　5.会議室 6.リハビリ室　7.相談室　8.ふれあいサロン　9.駐車場(　　台)
［略］	

［改正後　別記］

第2号様式(第5条関係)

［略］ 保健センターの使用について、次のとおり許可します。	
［略］	
使用する部屋	
［略］	

那覇市規則第36号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（ごみ袋等の規格） 第21条　前条第1項第1号のごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。 ［表　別記］ ［第19号様式　別記］ ［第20号様式　別記］ ［第21号様式　別記］ ［第25号様式　別記］	（ごみ袋等の規格） 第21条　［略］ ［表　別記］ ［第19号様式　別記］ ［第20号様式　別記］ ［第21号様式　別記］ ［第25号様式　別記］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

5　様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

付　則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第19号様式から第21号様式まで及び第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

［第21条の表］

区分	規格(縦×横)mm
指定ごみ袋　大	800×650
指定ごみ袋　中	700×500
指定ごみ袋　特小	600×400
指定ごみ袋　特小	500×350

粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券	70×140

［改正後　別記］
［第21条の表］

区分	規格(単位　ミリメートル)	
	縦	横
指定ごみ袋　大	800	650
指定ごみ袋　中(取っ手付き)	780(取っ手部分を含む。)	500(まち部分を含む。)
指定ごみ袋　中	700	500
指定ゴミ袋　小	600	400
指定ごみ袋　特小	500	350
粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券	70	140

［改正前　別記］
第19号様式(第25条関係)

(表)

第　　号 ［略］ 那覇市長　　印 ［略］		
事業の範囲	事　業　内　容	収集運搬　　積替え　　保管
	一般廃棄物の種類	ごみ　　し尿　　浄化槽汚でい　　その他(　　)
収　集　区　域		市内一円　　市内の一部地域(　　)
［略］		

注　関係法令又は裏面記載の遵守事項に違反したときは、この許可を取り消し、又は業務を停止することがある。

(裏)

遵　守　事　項

1　作業に当たっては、市民及び事業者に対して、常に親切丁寧に接し、特に器物破損のないよう留意するとともに、不快の念を抱かせるような言動をしないこと。

2　一般廃棄物の収集運搬、積替え及び保管に当たっては、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律、同施行令、同施行規則、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例、同規則等の関係法令を遵守するとともに、市職員より指示を受けたときはこれに従うこと。

3　一般廃棄物の収集運搬、積替え及び保管に当たっては、環境衛生上支障のないよう機材等を常に整備すること。

4　一般廃棄物の収集運搬、積替え及び保管に当たっては、市長の指定する一般廃棄物処理計画に基づき、分別を遵守し、許可車両以外の車両を使用しないこと。

5　本市以外の一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入しないこと。

［改正後　別記］
第19号様式（第25条関係）

那覇市指令　　第　　号 ［略］ 那覇市長 ［略］		
事業の範囲	事　業　内　容	
	一般廃棄物の種類	
収　　集　　区　　域		
［略］		

［改正前　別記］
第20号様式（第25条関係）

（表）

第　　号 ［略］ 那覇市長　　印 ［略］		
		処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）

事業の範囲	事　業　内　容	埋立処分 海洋投入処分
	一般廃棄物の種類	ごみ　　し尿　　浄化槽汚でい　　その他(　　)
［略］		

注　関係法令又は裏面記載の遵守事項に違反したときは、この許可を取り消し、又は業務を停止することがある。

(裏)

遵　守　事　項

1　作業に当たっては、市民及び事業者に対して、常に親切丁寧に接し、特に器物破損のないよう留意するとともに、不快の念を抱かせるような言動をしないこと。

2　一般廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例、同規則等の関係法令を遵守するとともに、市職員より指示を受けたときはこれに従うこと。

3　一般廃棄物の処分に当たっては、施設内外の生活環境を損なわないよう、常に施設の維持管理及び機材等を整備すること。

4　一般廃棄物の処分に当たっては、本市の一般廃棄物処理計画に基づき、実施すること。

5　本市以外の一般廃棄物を処分する場合は、本市と協議すること。

［改正後　別記］

第20号様式(第25条関係)

那覇市指令　　第　　号
［略］

那覇市長 ［略］		
事業の範囲	事　業　内　容	
	一般廃棄物の種類	
［略］		

［改正前　別記］
第21号様式(第25条関係)

第　　号 ［略］ 那覇市長　　印 ［略］

［改正後　別記］
第21号様式(第25条関係)

那覇市指令　　第　　号 ［略］ 那覇市長 ［略］

［改正前　別記］
第25号様式(第29条関係)

(表)

第　　号 ［略］ 那覇市長　　印 ［略］

注　関係法令又は裏面記載の遵守事項に違反したときは、この許可を取り消し、又は業務を停止することがある。

(裏)

遵　守　事　項

1　作業に当たっては、市民及び事業者に対して、常に親切丁寧に接し、特に器物破損のないよう留意するとともに、不快の念を抱かせるような言動をしないこ

と。

2　許可業者は、浄化槽の清掃を行うときは、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)第3条に定める技術上の基準により行うとともに、これを省令第11条第4号に規定する浄化槽の清掃に関する専門的知識、技術及び相当の経験を有している者に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は許可業者が自ら行い、若しくは監督することその他関係法令を遵守するとともに、市職員より指示を受けたときは、それに従うこと。

3　浄化槽の清掃に係る施設及び器材は、省令第11条第1号から第3号までに定める許可の技術上の基準に適合させるとともに、毎日作業終了後洗浄するなどして、他に迷惑を及ぼさないようにすること。

［改正後　別記］
第25号様式(第29条関係)

那覇市指令　　第　　号
［略］
那覇市長
［略］

那覇市規則第37号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（控除額） 第8条　条例第4条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等（医科又は歯科（総合病院にあっては、診療科）別とし、それぞれ薬局（調剤）に係る医療費を含む。）ごとに、1,000円とする。	（控除額） 第8条　条例第4条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等（医科又は歯科別とし、それぞれ薬局（調剤）に係る医療費を含む。）ごとに、1,000円とする。
（所得の限度額） 第9条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者にあっては、施行令第2条の4第4項に規定する額とする。 (1)～(5)　［略］ 3　条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第5項に規定する額とする。	（所得の限度額） 第9条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者については、施行令第2条の4第7項に規定する額とする。 (1)～(5)　［略］ 3　条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第8項に規定する額とする。
（受給者証の交付申請） 第13条　条例第6条第1項の規定による申請は、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（以下「交付申請書兼受給者台帳」という。）に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。 (1)　医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類 (2)～(6)　［略］ 2　［略］ 3　市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、受給資格者と認定したときは、交付申請書兼受給者台帳に記載し、受給資格がないと決定したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療	（受給者証の交付申請） 第13条　［略］ (1)　被保険者証等（医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類をいう。） (2)～(6)　［略］ 2　［略］ 3　市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは交付申請書兼受給者台帳に記載し、受給資格がないと決定したときは那覇市母子及び父子家庭等医療費受

費受給者証交付申請却下通知書により通知する。	給者証交付申請却下通知書により通知する。
4　前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書により通知する。	4　前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書により通知する。
(受給者証の返還)	(受給者証の返還)
第14条　受給者証の交付を受けている保護者は、保護者でなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。	第14条　受給者証の交付を受けている保護者は、受給資格者の全部又は一部の者が助成対象者としての資格要件を欠いたときは、速やかに当該受給資格者に係る受給者証を市長に返還しなければならない。
(助成金の支給申請)	(助成金の支給申請)
第16条　条例第9条の規定により医療費の助成金の支給を受けようとする保護者は、医療機関等に受給者証を提示し、一部負担金についての領収書を受領の上、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書により市長に申請しなければならない。	第16条　条例第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書に受給者証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。
2　前項の申請は、原則として各診療月を単位とする。	2　前項の規定による申請は、原則として各診療月を単位とする。
	3　保険医療機関等において受給者証及び第13条第1項第1号の被保険者証等を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、第1項の規定による申請があったものとみなす。
(届出事項)	(届出事項)
第19条　条例第10条第1項に規定する届出は、次に掲げる事由が生じたときに、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。	第19条　条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事由が生じたときに、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。

(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
2　条例第10条第2項に規定する届出は、交付申請書兼受給者台帳に、次に掲げる書類を添え、7月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。	2　条例第9条第2項の規定による届出は、交付申請書兼受給者台帳に、次に掲げる書類を添え、7月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
3　前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者である保護者は、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条に規定する現況届を行う場合にあっては、条例第10条第2項に規定する届出を省略することができる。	3　前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者である保護者は、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条に規定する現況届を行う場合は、条例第9条第2項の規定による届出を省略することができる。
(受給資格消滅の通知)	(受給資格消滅の通知)
第20条　市長は、受給資格者が条例第12条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。	第20条　市長は、受給資格者が条例第11条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則(第9条及び第13条を除く。)の規定は、平成30年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市規則第38号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(入居期間の延長に係る特別の事情) 第3条の6　条例第8条の2第11項の規則で定める特別の事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、条例第29条第2項の規定による高額所得者の認定又は条例第42条第1項の規定による明渡請求を受けていないこととする。 (1)　条例第6条第2項第1号又は第2号に該当する場合 (2)　入居者の子(これに準ずる者として市長が認める者を含み、条例第8条の2第1項の規定による決定を受けた入居者の子の子を除く。)であって、同居し、又は扶養されるものが23歳未満である場合 (3)　前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認める場合 2　前項(第3号を除く。)の規定は、次に掲げる者には、適用しない。 (1)　第3条の2第2号の規定による入居者であって同号のひとり親等に該当しなくなったもの (2)　第3条の2第3号の規定による入居者 (入居期間の延長に係る期間) 第3条の7　条例第8条の2第11項の規則で定める入居期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)　前条第1項第1号の場合　10年を超えない期間 (2)　前条第1項第2号の場合　同号に規定する子のうち最年少のものが23歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間 (3)　前条第1項第3号の場合　5年を超えない範囲で市長が認める期間

（入居期間の延長） 第3条の6　条例第8条の2第11項の規定による申請は、定期入居期間延長申請書により行う。 別表第5(第49条関係) ［略］ 10　［略］　第3条の6 ［略］	（入居期間の延長の申請） 第3条の8　条例第8条の2第12項の申請は、定期入居期間延長申請書により行う。 別表第5(第49条関係) ［略］ 10　［略］　第3条の8 ［略］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第39号
平成29年12月28日
公　　布　　済

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(細目) 第8条　［略］ ［第1号様式　別記］	(補則) 第8条　［略］ ［第1号様式　別記］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4　様式の改正規定において、改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表という。」に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

第1号様式(第2条関係)

［略］

(あて先)

那　覇　市　長

［略］

指定	事業区分	
	1	心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市を推進するための事業
	2	地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市を推進するための事業
	3	人・自然・地球にやさしい環境共生都市を推進するための事業
	4	子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市を推進するための事業
	5	人も、まちも活きいき、美ら島の観光交流都市を推進するための事業
	6	安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市を推進するための事業
	0	指定しない。(指定しない場合は、市長が上記の事業から指定します。)

［略］

［改正後　別記］

第1号様式(第2条関係)

［略］

那　覇　市　長　宛

［略］

指定		那覇市総合計画(基本構想)において示された「めざすまちの姿」	「めざすまちの姿」に対応する事業の区分
	1	多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち　NAHA	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
	2	互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち　NAHA	保健、福祉又は医療に関する事業
	3	次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち　NAHA	教育又は文化に関する事業
	4	ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち　NAHA	産業、観光又は情報に関する事業
	5	自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち　NAHA	環境又は都市基盤に関する事業

※指定がない場合は、市長が上記の事業の中から指定を行います。

［略］

告　　示

那覇市告示第 356 号
平成 30 年 1 月 4 日
掲　　示　　済

平成 30 年（2018 年）１月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年（2018 年）１月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招　集　の　日　　平成 30 年 1 月 12 日（金）

２　招 集 の 場 所　　那覇市議会議場

３　付 議 事 件 名

・財産の取得について(電子黒板)

那覇市告示第 504 号
平成 30 年 1 月 5 日
掲　　示　　済

那覇市国場児童館の指定管理者の指定について

那覇市国場児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の２第６項の規定に基づき平成 29 年 12 月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年９月 30 日条例第 40 号)第 15 条第４項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　指定管理を行わせる公の施設
　名　称　　那覇市国場児童館
　所在地　　那覇市字国場 353 番地

２　指定管理者となる団体
　名　称　　一般社団法人　沖縄じんぶん考房
　所在地　　那覇市字上間 563 番地　１階
　代表者　　代表理事　山崎　新

３　指定期間　　平成 30 年４月１日から平成 35 年３月 31 日

那覇市告示第 357 号
平成 30 年 1 月 10 日
掲　　示　　済

平成 30 年（2018 年）１月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 30 年（2018 年）１月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長　城　間　幹　子

付 議 事 件 名
議員派遣について

那覇市告示第 400 号
平成 30 年 2 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
医療法人社団健耕会 麻布デンタルクリニック	医療法人社団健耕会	平成 29 年 10 月 1 日
那覇市久茂地三丁目 15 番６号　幸マンション２階		

那覇市告示第 401 号
平成 30 年 2 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
神山薬局	有限会社　神山薬局	平成29年11月30日
那覇市牧志一丁目３番49号		

那覇市告示第402号
平成30年２月１日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第51条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	辞退年月日
所　在　地		
ひろ耳鼻科・皮膚科・形成外科	松本　博	平成29年12月30日
那覇市上之屋一丁目18番36号　沖縄映像センタービル２階		

那覇市告示第 403 号
平成 30 年 2 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類）	廃止年月日
所　在　地	
デイサービスなんくる（識名） （通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス（みなし））	平成 29 年 11 月 30 日
那覇市繁多川五丁目 20 番 12 号	

那覇市告示第 404 号
平成 30 年 2 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
東江　一	はり・きゅう あん摩･マッサージ	平成 29 年 11 月 13 日
治療院　大きな手	那覇市古島２丁目 26 番地１　202	
呉屋　直志	柔 道 整 復	平成 29 年 12 月 26 日
ワイズ安里整骨院	那覇市三原二丁目 20 番 10 号 パレアサヒ 101	
比嘉　真久	はり・きゅう	平成 29 年 12 月 26 日
（出張専業）	―	

公　　告

那覇市公告第 516 号
平成 30 年 1 月 16 日
掲　　示　　済

那覇市資源化物（有価物）の売却に係る指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第３項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　指名競争入札参加資格要件
（１）地方自治法施行令第 167 条の 11 の規定に該当しないこと。
（２）那覇市資源化物（有価物）の売却に係る入札参加者資格等に関する要綱第２条の規定を具備すること。（那覇市ホームページ参照）

２　申請書類の配布方法
那覇･南風原クリーンセンター管理棟２階　クリーン推進課（南風原町字新川 650 番地）にて配布する。または、那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」よりダウンロードする。

３　受付期間
平成 30 年１月 18 日（木）から平成 30 年２月２日（金）
（土・日曜日、祝祭日を除く）午前９時 00 分から午後５時 00 分（12 時から１時を除く）

４　申請書類の提出及び問い合わせ先
那覇市　環境部　クリーン推進課　管理グループ　担当　高江洲
電話　882-6950

那覇市公告第 527 号
平成 30 年１月 22 日
掲　　示　　済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第１項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第２項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路
都市計画の名称：　３・４・20 号 国際通り線

縦　覧　場　所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９F）

那覇市公告第 547 号
平成 30 年 2 月 1 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 30 年１月５日　第 H28－03－02 号　那覇市指令都建第 3004 号

２　開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里金城町二丁目 60 番２　他３筆
那覇市首里寒川町 78 番 13、78 番 24

３　公共施設
消防水利（防火水槽）

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泊二丁目 15 番地９
株式会社 住太郎ホーム　代表取締役　高宮城 實正

５　検査済証番号
平成 30 年１月 16 日　那都建第 290 号
平成 30 年１月 16 日　那都建第 291 号

６　工事完了年月日
平成 29 年８月 18 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第23号
平成30年1月4日
掲示済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　兼次　俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
72	株式会社沖縄ﾎﾟﾝﾌﾟ工業	那覇市上之屋１丁目10番31号	田港　朝治

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第６号
平成29年12月28日
公布済

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　神村洋子

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この規則は、他に特別の定めがあるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に基づき臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この規則は、他に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる規定に基づき臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 (1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項 (2)　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号 (3)　那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第10条第1項第2号
(任用の基準) 第3条　臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。 (1)　定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める職員をいう。以下同じ。)が育児休業する場合 (2)　定数職員が分べん休暇を受ける場合 (3)　定数職員が1月以上の期間地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合 (4)　定数職員が1月以上の期間療養休暇を受ける場合 (5)　定数職員が継続して1月以上の期間那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇	(任用の基準) 第3条　臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。 (1)　第1条第1号に掲げる規定 ア　定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める職員をいう。以下この条において同じ。)が、継続して1月以上の期間、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この号において「勤務時間規則」という。)第21条の病気休暇を取得する場合 イ　定数職員が、継続して1月以上の期

に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第11条の規定により介護休暇を受ける場合 (6)　定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合 (7)　前各号に掲げる場合を除くほか教育長が必要と認める場合	間、勤務時間規則第22条の2第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合 ウ　定数職員が勤務時間規則別表第2第1号又は第2号に規定する特別休暇を取得する場合 エ　定数職員が、継続して1月以上の期間、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合 オ　定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合 カ　その他教育長が必要と認める場合 (2)　第1条第2号に掲げる規定　定数職員が育児休業をする場合 (3)　第1条第3号に掲げる規定　定数職員が配偶者同行休業をする場合
(任用の制限)	(任用の制限)
第7条　臨時職員としての通算する在職期間が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時職員となることができない。	第7条　第1条第1号に掲げる規定による任用は、通算して1年を超えて行わないものとする。
2　前項に規定する臨時職員としての通算する在職期間には、退職した日から再び臨時職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。	2　前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から第1条第1号に掲げる規定により新たに任用する日までの期間(同条第2号及び第3号に掲げる規定による任用の期間を除く。)が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。
(準用規定等)	(準用規定等)
第9条　［略］	第9条　［略］
2　臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第9条の2まで及び第10条から第13条までの規定の適用があるものとする。	2　臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第13条までの規定の適用があるものとする。
(緊急雇用対策臨時職員)	
第9条の2　第3条第7号の規定により緊急の	

雇用対策として任用する臨時職員(次項において「緊急雇用対策臨時職員」という。)を希望する者は、第4条第2項の規定にかかわらず、65歳以上の者でも臨時職員任用候補者名簿に登載することができるものとする。 2　緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条並びに那覇市規則第8条から第10条まで及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。 (その他) 第10条　［略］	(委任) 第10条　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第１号
平成　３０　年　１　月　１９　日
公　　布　　済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　本仲範男

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］	［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
［略］	
真嘉比小学校	字大道204番地～211番地、227番地～251番地、300番地 字古島267番地、273番地～331番地、344番地 真嘉比1丁目～2丁目(全部) ［略］
［略］	
高良小学校	字宇栄原446番地～447番地、458番地～462番地、476番地、489番地、493番地～495番地、497番地～501番地、503番地～515番地、522番地、527番地、621番地、625番地～630番地、633番地～637番地、642番地～644番地、652番地～655番地、657番地～662番地、666番地、668番地～712番地、714番地～718番地、721番地、723番地～752番地、763番地、772番地、774番地～782番地 ［略］

宇栄原小学校	字宇栄原496番地、577番地、595番地、620番地、713番地、719番地～720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773番地、783番地～788番地、792番地～795番地、797番地～804番地、807番地～811番地、813番地～826番地、853番地～863番地、865番地、867番地～874番地、907番地、911番地、920番地、925番地～943番地(938番地2～938番地3は小禄南小学校)、946番地～948番地、950番地～952番地、956番地～958番地、968番地～971番地(968番地2～968番地3、968番地9は小禄南小学校)、976番地～978番地、987番地～988番地、994番地～999番地、1006番地～1011番地、1013番地～1029番地、1036番地、1053番地 ［略］
松島小学校	［略］ 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地 ［略］
［略］	

［改正後　別記］

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
［略］	
真嘉比小学校	字大道204番地～211番地、227番地～251番地、300番地 真嘉比1丁目～2丁目(全部) ［略］
［略］	
高良小学校	字宇栄原446番地～447番地、458番地～462番地、476番地、489番地、493番地～501番地、503番地～515番地、522番地、527番地、621番地、625番地～630番地、633番地～637番地、642番地～644番地、652番地～655番地、657番地～662番地、666番地、668番地～712番地、714番地～718番地、721番地、723番地～752番地、763番地、772番地、774番地～782番地 ［略］

宇栄原小学校	字宇栄原577番地、595番地、620番地、713番地、719番地～720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773番地、783番地～788番地、792番地～795番地、797番地～804番地、807番地～811番地、813番地～826番地、853番地～863番地、865番地、867番地～874番地、907番地、911番地、920番地、925番地～943番地(938番地2～938番地3は小禄南小学校)、946番地～948番地、950番地～952番地、956番地～958番地、968番地～971番地(968番地2～968番地3、968番地9は小禄南小学校)、976番地～978番地、987番地～988番地、994番地～999番地、1006番地～1011番地、1013番地～1029番地、1036番地、1053番地 ［略］
松島小学校	［略］ 字古島472番地～542番地 ［略］
［略］	

［改正前　別記］
別表第2(第3条関係)
　中学校の通学区域

学校名	通学区域
安岡中学校	［略］ 字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、182番地～276番地、292番地、617番地～666番地 ［略］
首里中学校	［略］ 首里大中町(全部) 首里金城町1丁目2番地 首里儀保町(全部) ［略］
［略］	

小禄中学校	字宇栄原446番地～447番地、458番地～462番地、476番地、489番地、493番地～501番地、503番地～515番地、522番地、527番地、577番地、595番地、620番地～621番地、625番地～630番地、633番地～637番地、642番地～644番地、652番地～655番地、657番地～662番地、666番地、668番地～788番地、792番地～795番地、797番地～804番地、807番地～811番地、813番地～826番地、853番地～863番地、865番地、867番地～874番地、907番地、911番地、920番地、925番地～943番地、946番地～948番地、950番地～971番地、976番地～988番地、994番地～1029番地、1036番地、1053番地 ［略］
［略］	
松城中学校	首里金城町1丁目1番地、3番地～52番地 首里金城町2丁目～4丁目(全部) 首里崎山町4丁目55番地～85番地、104番地～199番地、204番地～240番地 ［略］
［略］	

［改正後　別記］
別表第2(第3条関係)
　中学校の通学区域

学校名	通学区域
安岡中学校	［略］ 字安謝(全部) ［略］
首里中学校	［略］ 首里大中町(全部) 首里儀保町(全部) ［略］
［略］	
小禄中学校	字宇栄原(全部) ［略］

［略］	
松城中学校	首里金城町(全部) 首里崎山町4丁目55番地～85番地、104番地～199番地、204番地～240番地 ［略］
［略］	

監査委員公表

那監公表第５号
平成30年２月１日

那覇市監査委員　新城和範
同　宮里善博
同　糸数昌洋
同　古堅茂治

平成29年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法第199条第４項の規定に基づき定期監査（工事監査）を行ったので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年度定期監査（工事監査）結果報告書

第１　監査の概要

１　監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第４項による監査）

２　監査の対象

工事監査実施要領及び実施計画に基づき、契約金額が１件2,000万円以上（平成29年９月７日時点）で、平成29年11月15日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等38件の中から以下の３件を選定した。

○ 平成28年度県道11号線送水管布設替工事
○ 平成29年度虎瀬公園整備工事（土木）
○ 宇栄原市営住宅第４期建替工事（建築）

３　監査の期間

平成29年９月26日から平成30年１月10日まで

４　監査の方法

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11月13日から15日まで）を実施した。

なお、実施に当っては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

なお、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等を聴取した結果、申し出はなかった。

第２　監査の結果

１　関係書類を審査し、疑問点は説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

2　積算に関しては、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）等及び営繕工事標準単価表、建築施工単価、建築コスト情報、実施設計単価表、土木施工単価、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。

3　設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見、現場施工状況調査における所見等について、那覇市平成29年度工事技術調査結果報告書（平成29年12月6日）として提出されている。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

(1)指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2)是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3)注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4)要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

第３　各工事監査の結果

○平成28年度県道11号線送水管布設替工事

1　工事担当所管部署

上下水道局　水道工務課

2　工事概要

送水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的にしている。

県道11号線には沖縄県企業局が施工したＰＣＰ管φ400㎜及びφ450㎜の送水管が布設されている。この送水管は、那覇市長田にある沖縄県企業局の上間調整池から豊見城市の海軍壕公園付近にある豊見城配水池へ水を送る重要な管の一つである。既設管は昭和44年（1969年）に布設され48年経過しており老朽化及び耐震性

において課題があることから、本工事にて耐震管であるGX型及びNS型ダクタイル鋳鉄管への布設替えを行う。

(1) 工事場所

豊見城市字高安・根差部地内

(2) 工事内容

GX形※　φ150mm　　L＝18.4 m

NS形※　φ400mm　　L＝154.7 m

NS形※　φ450mm　　L＝45.9m(93.9 m)

仕切弁　φ 50mm　　N＝１基

バタフライ弁　φ400mm　N＝１基

磁気探査　　一式

S 形・・・・・・・Seismal（地震の）：継手部が大きな伸縮性、可とう性および離脱防止機構を備えており、優れた耐震性を有している。

※　NS 形・・・・・・・・NewS（新しい S 形）：S 形と同等の耐震性能を有し、施工性にすぐれた新しく開発された継手である。

※　GX 形・・・・・・・・NextGeneration（次世代）からの造語：NS 形のもつ優れた耐震性に加えて、施工性向上・長寿命・コストダウンを実現する次世代の耐震管である。

(3) 工事請負業者

砂川設備工業株式会社

制限付一般競争入札に２度付したが、落札者がなく随意契約となった。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計及び工事監理

設　計　：永技研株式会社

工事監理：直営

(5) 事業費

予定価格（税込み）44,820,000 円

請負金額（税込み）44,663,400 円　（うち消費税及び地方消費税 3,308,400 円）

(6) 工事期間

平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 12 月 22 日まで

(7) 進捗状況（平成 29 年 10 月末日現在）

計画出来高　59.5 ％　実施出来高 40.5 ％　（計画より 19.0 ％遅れ）

(8) 工事監督員

那覇市上下水道局契約事務規程に基づき、主任現場監督員及び現場監督員が定められている。

３　調査項目（着眼点）

(1) 計画について

ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
(2) 設計について
ア 事業目的に適合した設計となっているか。
イ 法令等に適合した設計となっているか。
ウ 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
(3) 積算について
ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
イ 歩掛及び単価は適正か。
ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。
(4) 契約について
ア 契約の方法及び手続きは適正か。
イ 契約締結は適正か。
(5) 施工及び現場調査について
ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
ウ 法令等を遵守して施工されているか。
エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。
ク 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
ケ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4　総　評

工事全体を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は、分かりやすく整備され、「工事関係書類一覧表」及び「施工プロセスチェックリスト」に沿い適切な管理がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での管理が大切である。

施工延長が長く、地下埋設物も輻輳している。地下埋設物部の人力掘削の徹底及び狭隘な施工個所での歩行者通路の確保など徹底されたい。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、適切に実施されていた。

出来高が約 40.5%程度であり、残工事出来高が約 60%ある。良好な地元コミュニケーションを図り、指導的立場を継続し、無事故、無災害完成を図られたい。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5　書類調査について

(1) 実施計画について

送水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的とする。

県道11号線には沖縄県企業局が施工したPCP管φ400㎜及びφ450㎜の送水管が布設されている。この送水管は、那覇市長田にある沖縄県企業局の上間調整池から豊見城市の海軍壕公園付近にある豊見城配水池へ水を送る重要な管の一つである。既設管は昭和44年（1969年）に布設され老朽化及び耐震性において課題があることから、本工事にて耐震管であるダクタイル鋳鉄管への布設替えを行う計画である。

(2) 設計について

ア 埋戻材として、土質試験で確認後に現場発生土を使用する。

イ 路盤材及び舗装材は、再生材を使用する。

ウ 耐震性の高いダクタイル鋳鉄管を使用する。

エ 実施設計に使用した基準、指針は、以下のとおりである。

・平成28年水道事業実務必携（平成28年7月21日発行： 全国簡易水道協議会）

(3) 積算について

ア 工事コスト縮減について

埋め戻し材は、現場掘削土の土質試験を行い、適否を確認後、使用している。

イ 環境面について

(ｱ) 路盤材及び舗装材は、再生材を使用している。

(ｲ) 重機は、排出ガス対策・低騒音・低振動型を採用している。

(ｳ) 建設発生土を使用する。

ウ 耐震面について

耐震管であるＮＳ形及びＧＸ形ダクタイル鋳鉄管を使用している。

エ 積算について

積算は、「平成28年度水道事業実務必携　全国簡易水道協議会」及び「平成28年度土木工事標準積算基準書」を準拠し、適正に算出されていた。

単価については、「平成28年度実務設計単価表10月（沖縄県）」、及び「平成28年度水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）」により、適正に那覇市採用単価の決定がなされていた。

オ 積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

・平成28年度　水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）

・平成28年度　土木工事標準積算基準書（沖縄県）

・平成28年度　実務設計単価表10月（沖縄県）

・平成28年度　水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）

カ 工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適正に整備されていた。

(4) 施工について

ア　問題点及び課題について

(ｱ) 設計上について

既設管の土被りが不明な部分がある。

(ｲ) 施工上について

a 試掘により既設管土被りを確認したいが、老朽化のため破損する恐れがある。

b 昼間施工を基本としているが、渋滞状況によっては夜間施工に変更する。

イ　施工関係について

(ｱ) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。道路使用許可証を確認したところ適正であった。

(ｲ) 現場代理人、監理技術者届及び関係下請負等届について

現場代理人及び監理技術者届は、適正に整備されていた。

工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(ｳ) 工事カルテについて

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(ｴ) 工程管理について

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ適正に管理されていた。月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。

(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

a 指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第15条、建設業法第19条、第24条の7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

(ｶ) 施工計画書について

施工計画書については、適正に作成させ、見やすくファイリングされており、適切な内容であった。

a　指摘事項等

（注意事項）

水道工事の配管継手部の品質を確保するに際して、配管工の資格証の控えを添付させること。

(ｷ) 写真管理について

提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。

(ｸ) 工事材料関係の書類について

使用資材製品届などは、工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。

(ｹ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

ウ　環境保全について

施工箇所は、車両の交通量が多く、通学路でもある。夜間施工を行なう等の場合は、近隣地域住民及び一般車両に配慮し、交通誘導員の安全への配慮を徹底されたい。また、施工に使用する重機は、低騒音・低振動建設機械を使用されたい。

(ｱ) 建設廃棄物処理に関する書類について

a　発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

b　廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認したところ適正であった。

c　建設廃棄物処理委託の契約書は、適正に提出させ管理されていた。

d　指摘事項等

（要望事項）

廃棄物処理の管理、契約書確認がしやすくなることから、廃棄物処理の処理業者フローを作成すること。

（注意事項）

収集運搬業者の運搬許可の車両リストを添付すること。

エ　安全管理について

(ｱ) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されており、良好な安全管理を実施していた。

(ｲ) 作業員への安全管理は、ミーティング及びＫＹ活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(5) 工事事務について

ア　施工業者の選定について

「那覇市上下水道局契約事務規程第６条第４項」「那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」及び「那覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた（水道施設）。

イ　契約について

(ｱ) 契約保証について

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

a　地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られていた。

（西日本建設業保証株式会社　請負金額の 10%）

b　前払金保証については、契約約款通りであり適正である。

（西日本建設業保証株式会社　請負金額の 40%以内）

(ｲ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(ｳ) 建退共証紙など書類について

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(ｴ) 契約約款第 50 条（火災保険など）について

第 50 条第 2 項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6　現場施工状況調査について

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 監査日は、他工事の調整で不稼働日であった。交通量が多く、また、通学路があり、工期も厳しい状況だと判断する。工事進捗の促進と他工事連絡調整の徹底を図られたい。

(3) 指摘事項等

（注意事項）

ア　資材置き場のアスファルトガラは産業廃棄物であり、資材置き場は一時保管場所となるため、所定の「法定標示看板」を掲示させること。

イ　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、専任の「有」「無」を記載するのではなく、「専任」又は「非専任」を記載する（写真－１参照）。

7　現場調査時の写真

（写真－１　建設業の許可票）

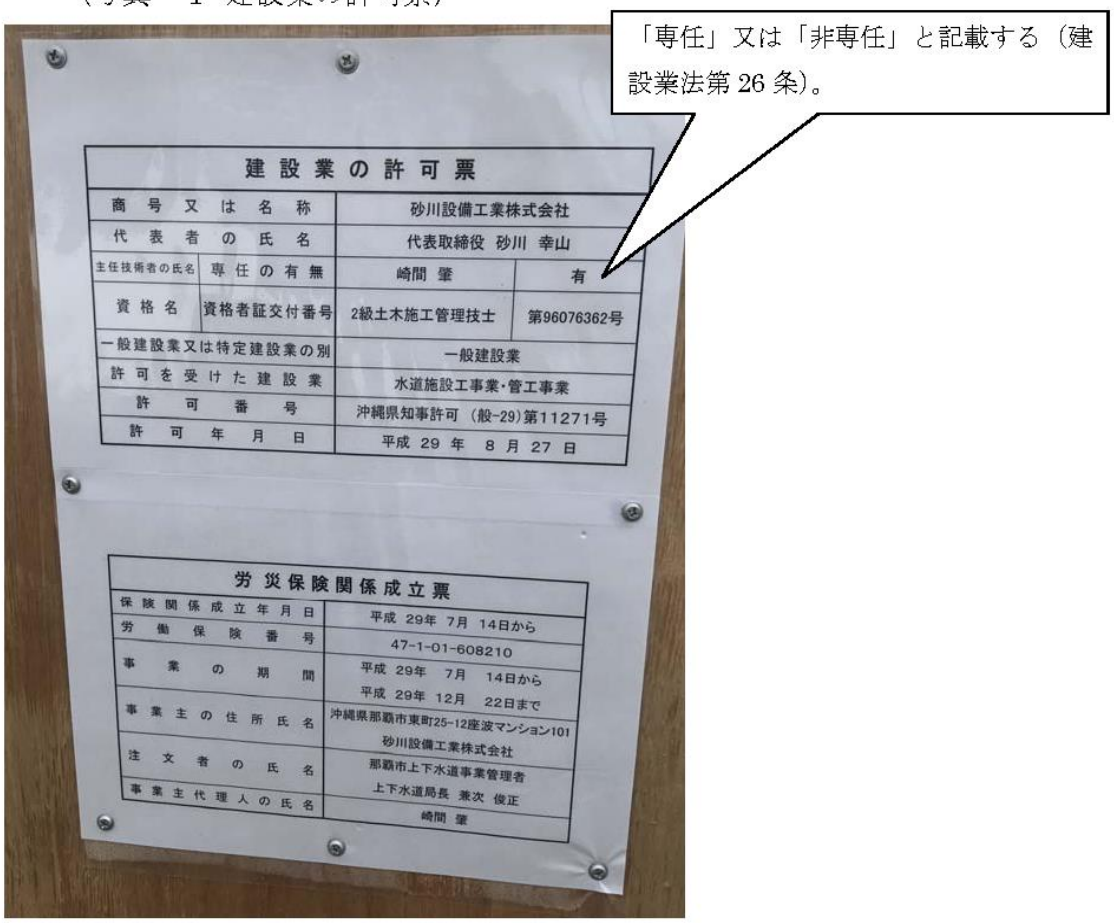

（現場調査状況）

○平成２９年度　虎瀬公園整備工事（土木）

１　工事担当所管部署

建設管理部　花とみどり課

２　工事概要

虎瀬公園は、本市の地形的特徴や自然的特徴を形成する緑の骨格の一部であり、特に区域内の斜面緑地については、沖縄の琉球石灰岩地帯特有の多種多様な樹木が豊に繁茂する貴重な緑地であることから、早急に保存・整備を行うものである。また、那覇市の市街地を見渡せる眺望地点（ビスタポイント）を有し、市民が憩い、散策や眺望が楽しめる公園として事業の効果を有している。

(1) 工事場所

那覇市首里赤平町２丁目　久場川町１丁目　地内

(2) 工事内容

敷地造成工		植栽工	
土工	一式	カイズカイブキ	16本
管理施設工		設備工	
プレキャストＬ型擁壁	32.1m	電気（FEP）管	5.0m
重力擁壁	31.8m^3	水道（HIVP）管	3.0m
Ｕ型擁壁	46.4m^3	雑工	
階段	一式	団粒化剤吹付け	950 m^2
排水溝		小堤工	152.9m
RPU型側溝	9.7m	既設ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	3.4m^3
埋設（VP）管	16.4m		
集水桝	４基		

(3) 工事請負業者

株式会社丸平工務店

制限付き一般競争入札(事後審査型)に付し、１回目で落札した。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計及び工事監理

設　計　：合資会社泉エンジニアリング

工事監理：直営

(5) 工事費

予定価格（税込）　23,230,800円

請負金額（税込）　20,868,840円　（うち消費税及び地方消費税1,545,840円）

(6) 工事期間

平成29年８月21日から平成29年12月22日まで

(7) 進捗状況　（平成29年10月末日現在）

計画出来高　43.63％　実施出来高 41.58％（計画より 2.05％ 遅れ）

概ね計画工程通り進捗しているが、製作工場側の都合によりプレキャストＬ型擁壁の製作工程に遅れが生じているため、フォローアップが必要である。

(8) 工事監督員

契約約款に基づき請負者に対し、主任現場監督員（主幹）及び現場監督員（主任技師）が通知されている。

3　調査項目（着眼点）

(1) 計画について

ア 計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。

ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

ア　事業目的に適合した設計となっているか。

イ　法令等に適合した設計となっているか。

ウ　仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ　コスト削減意識を反映した設計となっているか。

オ　高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

ア　積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ　歩掛及び単価は適正か。

ウ　数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

ア　契約の方法及び手続きは適正か。

イ　契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

ア　工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ　設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。

ウ　法令等を遵守して施工されているか。

エ　各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

オ　各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

カ　現場の安全管理は適切に行われているか。

キ　工事管理及び品質管理は適切に行われているか。

ク　工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

ケ　環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4　総　評

工事全体を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から工事完成までの書

類は良く整備されていた。工事監理調書（土木・建築工事）、「土木工事特記仕様書」及び「施工条件明示補足」「磁気探査業務特記仕様書」「環境配慮仕様書」などの提出書類のチェック表を作成しており、工事請負業者への適切な指導の現われと思われる。

施工計画など、工事着手前から現在までの書類は適正に管理されており、現場確認においても、適正に管理及び施工がなされていた。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5　書類調査について

(1) 実施計画について

那覇市の地形的特徴や自然的特徴を形成する緑の骨格の一部であり、市街地を見渡せる眺望地点（ビスタポイント）を有し、市民が憩い、散策や眺望が楽しめる公園として事業の効果を期待し計画する。

ア　環境面について

(ｱ) 基礎材は、再生材を使用する。

(ｲ) 埋戻し材に現場発生土を使用する。

イ　その他

詳細設計前にワークショップを行い、地域住民の要望を反映させる。

(2)　設計について

ア　耐震面について

道路土工、擁壁工指針に基づき設計する。

(3)　積算について

ア　工事コスト縮減について

埋め戻し材に現場発生土を使用する。

イ　工事積算について

積算基準は、沖縄県土木建築部発行の「土木工事積算基準書」に基づく積算システム（算明）を導入し、沖縄県の「実施設計単価表」及び市販の刊行物「建設物価」「積算資料」を用い適正に算出していた。また、上記単価が採用できない「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数３社以上から徴取し、平均値を那覇市採用単価とし積算しており、適正であった。

ウ　積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

・平成 28 年度　　土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）

・平成 29 年度　　実施設計単価表 4 月（沖縄県土木建築部）

・平成29年度　　建設物価6月（(一財）建設物価調査会）

・平成29年度　　積算資料6月（(一財）経済調査会）

・業者見積（3者以上）

エ　工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適切に整備されていた。

(4) 施工について

ア　環境面について

施工範囲が住宅地に近接しているため、騒音、振動および粉塵対策等を実施している。

イ　その他

(ｱ) 現場への進入路が狭く、見通しが悪いため、工事車両通行時の交通管理に配慮している。

(ｲ) 地域住民や公園利用者への協力願いを配付し、理解を得るよう配慮している。

ウ　問題点や課題について

プレキャストＬ型擁壁の製作が遅れている。

エ　施工関係について

(ｱ) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(ｲ) 現場代理人、主任技術者届及び関係下請負等届について

現場代理人及び主任技術者届は、適正に整備され、工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(ｳ) 工事カルテについて

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録が行われ、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(ｴ) 工程管理について

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ、適正に管理され、月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。

(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

a　指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の 7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通

知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

(ｶ) 施工計画書について

施工計画書は、本工事に沿った記載項目であり、適切に作成されていた。

施工計画を活用することにより、段階状況立会確認、材料承認など、監督員の検査チェックの忘れがなくなり、システマチックに現場管理を行っていた。

a 指摘事項等

（注意事項）

構造物の安全性を確認するため、二次製品のＬ型擁壁工の「構造計算書」を添付させること。

(ｷ) 写真管理について

提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。

(ｸ) 工事材料関係の書類について

使用資材製品届などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(ｹ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

オ　環境保全について

(ｱ) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者、処理業者との契約など適正に実施されていた。

(ｲ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は確認できなかったが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再生資源実施計画書を提出させていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

カ　安全管理について

(ｱ) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(ｲ) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びＫＹ活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(ｳ) 今後、別途擁壁工事を発注するとのことである。

a 指摘事項等

（要望事項）

別途工事を発注した場合は、労働安全衛生法第 30 条第２項に基づき、第 1 項の措置（特定元方事業者等の講ずべき措置）を行う「特定元方事業者」を指名すること。

(ｴ) 現場は、粘性土で雨が降ると足元が悪くなる。

a 指摘事項等

（注意事項）

作業員の安全通路を明確にし、車両と接触しない措置を講じること。

(5) 工事事務について

ア　設計者について

設計会社の選定は、担当部課からの「業者の選定内申」により指名審査専門部会を経て、指名競争入札により行い、「那覇市指名競争入札実施要領」に沿い適正であった。

イ　施工業者の選定について

本工事については、「那覇市契約規則第 10 条第 4 項」「那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」及び「那覇市電子入札運用基準」に基づき、適正に執行していた（土木一式工事）。

ウ　契約について

(ｱ) 契約保証について

a　地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている（現金納付　請負金額の10%）。

b　前払金の請求はなく、支出はない。

(ｲ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適切に整備されていた。

(ｳ) 建設業退職金共済に関する書類について

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。

(ｴ) 契約約款第50条（火災保険など）について

第 50 条第 2 項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6　現場施工状況調査について

(1)　Ｌ型擁壁２次製品は、生産品であることから、製作日数に時間を要しており、計画工程より遅れが生じている状態である。資材搬入後は、これまで以上に打ち合わせを密に行い、工程管理を十分実施し、また、人員やパーティー数を増やす等して工程短縮を図られたい。

(2)　朝礼掲示板があり、ＫＹ記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示

指導が伺い知れた。

(3)　指摘事項等

（注意事項）

ア　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載する（写真－１参照）。

イ　仮設分電盤には、取扱者名を明示すること（写真－２参照）。

7　現場調査時の写真

（現場調査状況）

「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第 26 条）。

建設業の許可票

商号又は名称	株式会社 丸平工務店
代表者の氏名	代表取締役 平良 次雄
主任技術者の氏名	前門 陽也
専任の有無	無
資格名	2級土木施工管理技士
資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別	一般建設業
許可を受けた建設業	土木工事業・建築工事業
許可番号	沖縄県知事許可(一般)第12597号
許可年月日	平成26年10月14日

労災保険関係成立票

保険関係成立年月日	平成28年8月21日
労働保険番号	47-1-01-608481-000
事業の期間	自 平成 29 年 8 月 21 日 至 平成 29 年 12 月 22 日
事業主の住所氏名	沖縄県那覇市字泉崎四丁目10番13号 (株)丸平工務店 代表取締役 平良 次雄
注文者の氏名	那覇市長 城間 幹子
事業主代理人の氏名	現場代理人 又吉 耕平

この工事の元請事業主は
建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。

（写真－１　建設業の許可票）

仮設分電盤には取扱者名を「明示」すること。

（写真－２　仮設分電盤）

○宇栄原市営住宅第４期建替工事（建築）

1　工事担当所管部署

建設管理部　建築工事課

2　工事概要

老朽化した市営住宅の建替事業により、安全性や居住水準の向上等を目的としている。

宇栄原市営住宅建替事業は、７期の工期に分けて進めており、本工事は第４期建替工事となる。

(1) 工事場所

那覇市宇栄原４丁目５７７番地

(2) 工事内容

建物用途	市営住宅	
敷地面積		10,806.09 m^2
建築面積		1,417.49 m^2
各階床面積	１階	694.66 m^2
	２階	1,172.93 m^2
	３～８階	1,135.18 m^2
	９階	704.82 m^2
	10～11階	528.67 m^2
延床面積		10,440.83 m^2
構　造	鉄筋コンクリート造	

(3) 工事請負業者

大米建設・小波津組・南風原工務店共同企業体

制限付一般競争入札（共同企業体）（事後審査型）に付し、１回目で落札した。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計者

名工企画設計・湛エンジニア共同企業体

(5) 工事費

予定価格（税込）　1,807,920,000円

請負金額（税込）　1,734,804,000円（うち消費税及び地方消費税128,504,000円）

(6) 工事期間　　平成28年10月7日から平成30年5月31日まで

(7) 工事進捗状況（平成29年10月末日現在）

計画出来高　66.46%　　実施出来高　57.46%　　（計画より9.0% 遅れ）

当初計画より遅れが生じている。当初のコンクリート打設や内装工事のサイクルを短縮することにより遅れを取り戻す。

(8) 工事監督員

契約約款に基づき請負者に対し、主任現場監督員（主査）及び現場監督員（主任技師）が通知されている。

3　調査項目（着眼点）

(1) 計画について

ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。

ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

ア　事業目的に適合した設計となっているか。

イ　法令等に適合した設計となっているか。

ウ　仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ　コスト削減意識を反映した設計となっているか。

オ　高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

ア　積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ　歩掛及び単価は適正か。

ウ　数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

ア　契約の方法及び手続きは適正か。

イ　契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

ア　工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ　設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑手抜き等の工事はないか。

ウ　法令等を遵守して施工されているか。

エ　各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

オ　各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

カ　現場の安全管理は適切に行われているか。

キ　工事管理及び品質管理は適切に行われているか。

ク　工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

ケ　環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4　総　評

工事の施工状況及び監督員管理は適正であった。

材料承認一覧表・段階確認書などは、管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な突合・照合をすると管理が簡便化される。工事監督員管理に於いては、国土交通省営繕ガイドラインに沿う「確認項目及び確認方法の例示一覧」を参考に、設

計及び工事監理受託者と確認項目を関連付け管理をなされると良い。

現場周辺は、保育園及び住民等の歩行及び車両が多い。工事関係の資材搬入等、時間規制指示等の措置を周知させ、第三者災害のなきよう安全活動の継続を図られたい。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5　書類調査について

(1) 実施計画について

ア 全体計画について

(ｱ) 老朽化した市営住宅の建替事業により、安全性や居住水準の向上等を目的とする。また、宇栄原市営住宅建替事業は、７期の工期に分けて進めており、各期の基本仕様は変わらない計画とする。

イ その他

(ｱ) 周辺の交通マナーの啓発に努める。

(ｲ) 車両、歩行者及び地域居住者に十分な配慮を行う。

(2) 設計について

ア 環境面について

(ｱ) 散水などに雨水を利用するため、雨水槽を設置する。

(ｲ) ＬＥＤ照明を採用し、また、壁面緑化を行う。

イ 耐震面について

(ｱ) 平面形状を整形とし、架構形式は桁行方向を純ラーメン構造、梁間方向を耐震壁付ラーメン工法とした。

(ｲ) 住戸間の界壁は全て耐震壁とすることで、ねじれの少ない建物とした。

ウ 設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

エ 問題点や課題について

敷地内に高低差があることや、隣接する市営住宅や近隣施設に対する動線計画が課題であった。

オ 設計の参考にした図書は、以下のとおりである。

・平成 28 年度版　公共住宅建設工事共通仕様書(建築・電気・機械)

（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

・公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械工事編）

（国交省大臣官房官庁営繕部監修）

(3) 積算について

ア 工事コスト縮減について

従来の団地と比べて各住戸のスパンの長さを縮小し、躯体数量等の縮小を図る。

(ｱ) 数量算出について

工事設計書の内訳書の数量算出は、業務委託された名工企画設計・湛エンジニア共同企業体によって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成され、適正であった。

(ｲ) 値入について

公共住宅事業者等連絡協議会発行の「公共住宅工事積算基準」に準拠し、「事連協単価表」「営繕工事標準単価表」及び市販の「建築施工単価」「建築コスト情報」「積算資料」「建設物価」を使用し、刊行図書の採用年月を内訳書に記載していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数３社以上の徴取がなされ、比較を経て最低単価を那覇市採用単価として積算していた。

本工事の設計積算方法は、適正であると判断される。

イ 積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

・平成 28 年版　公共住宅工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
・平成 28 年版　事連協単価表（建築）（公共住宅事業者等連絡協議会）
・平成 28 年度版　営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）
・平成 28 年号　建築施工単価（(一財) 経済調査会）
・平成 28 年春号　建築コスト情報（(一財) 建設物価調査会）
・平成 28 年度　積算資料４月（(一財) 経済調査会）
・平成 28 年度　建設物価４月（(一財) 建設物価調査会）
・業者見積

ウ 工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適正に作成し整備されていた。

(4) 施工について

ア 環境面について

仮囲い周囲に照明を設置し、近隣の夜間時の環境に配慮した。

イ その他

仮囲い周囲に交通安全に関する看板を設置し、周囲の交通マナーの啓発に努めている。

ウ 問題点及び課題について

敷地内に高低差がある部分で、施工工程が課題であった。

エ　施工関係について

(ｱ) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。下記届出書を確認したところ適正であった。

a　建築確認（第 H27 計認建築那覇市 000032 号）
b　特定生活関連施設新築等計画書について（沖縄県福祉のまちづくり条例第 20 条第１項ただし書きの措置）
c　景観計画区域内行為通知書
d　省エネルギー措置の届出書

e　確認済通知書（沖縄県赤土流出防止条例第９条第４項）

(ｲ) 現場代理人及び関係下請負等届について

関係書類は、適正に作成し整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(ｳ) 工事カルテについて

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備し保管されていた。

a　指摘事項等

（要望事項）

本工事に若手の担当技術者が多数携わっていることがうかがえる。CORINS登録は、個人の実績登録であり、工事に携わる技術者にインセンティブを与える意味からも、登録することが望ましい。

(ｴ) 工程管理について

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成･提出させて、適正に管理されていた。月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。

(ｵ) 施工体系図及び施工体制台帳について

施工体系図は、適正に提出され、整備･保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

a　指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第15条、建設業法第19条、第24条の7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

(ｶ) 施工計画書について

施工計画書については、施工工種毎に適正に作成させ、見やすくファイリングされており、適切な内容であった。

(ｷ) 写真管理について

提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。

(ｸ) 工事材料及び品質関係の書類について

使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から

監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(ｹ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

エ 環境保全について

(ｱ) 現場周辺は、密集市街地で、住宅や学校、飲食店も多く立ち並び、歩行者も多いため現場出入り口や周辺の清掃を徹底し、夜間は保安灯の設置等を行なっている。

(ｲ) 建設廃棄物処理に関する書類について

a 発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守した再資源利用計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

b 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認したところ適正であった。

オ　安全管理について

(ｱ)　安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されており、良好な安全管理を実施していた。

(ｲ) 指摘事項等

（注意事項）

本工事以外に別途発注工事があった。労働安全衛生法第30条第2項の同一敷地での別途工事があり、法第30条の措置を講じる「特定元方事業者」を指名することが必要となる（写真－１参照）。

指名された「特定元方事業者」は、毎月 1 回「（仮称）労働安全衛生委員会」を開催し、議事録等を保存する必要があり、「統括安全衛生責任者」又は「統括安全衛生責任者に準ずる者」として職務を遂行すること。

※「統括安全衛生責任者」……作業員数が常時 50 人以上の工事現場

※「統括安全衛生責任者に準ずる者」…作業員数が常時 50 人未満の工事現場

(5) 工事事務について

ア 施工業者の選定について

「那覇市契約規則第10条第4項」「那覇市建設工事共同企業体取扱要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」「那覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた。

本工事は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条」の規定により議会の議決に付さなければならない予定価格１億 5,000 万円以上の金額で、議会議決に付され、適正に契約を締結していた（建築一式工事）。

イ　契約について

(ｱ) 契約保証について

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

a　地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図れていた（西日本建設業保証株式会社　請負金額の 10%）。

b　前払金保証については、契約約款通りであり適正である（西日本建設業保証株式会社　請負金額の 40%以内）。

(ｲ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(ｳ) 建退共証紙など書類について

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(ｴ) 契約約款第 50 条（火災保険など）について

第 50 条第 2 項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。火災保険、建設工事の契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6　現場施工状況調査について

現場内の整理・整頓が行き届いており、適切な、工事監理状態であった。

社会的な職人不足の影響が懸念されるが、遅れが生じない様、作業員の人員確保に努めているとのことである。

(1)指摘事項等

（注意事項）

ア　建設業法等により、工事現場への掲示が必要な建設業法の許可票は、下請負人を含む全ての建設業者の掲示が必要となるので掲示すること（写真－２参照。）

イ　公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること（写真－３参照）。

ウ　足場を使用する協力業者の点検表記録を作成させること。

7　現場調査時の写真

（写真－１）　　「特定元方事業者」を指名（安全衛生法第30条第２項）

（写真－２　建設業法の許可票）

（写真－３　建設業法の許可票）

「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第26条）。

（現場調査写真）

以　上